

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年3月23日（金）午後3時から午後5時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

### 参加者等

司会者 秋 葉 康 弘（さいたま地方裁判所刑事部所長代行）  
裁判官 杉 山 慎 治（さいたま地方裁判所第5刑事部部総括判事）  
裁判官 安 藤 祥一郎（さいたま地方裁判所第1刑事部判事）  
検察官 鶴 田 洋 佐（さいたま地方検察庁公判部・検察官）  
検察官 井 草 俊 之（さいたま地方検察庁公判部・検察官）  
弁護士 柴 野 和 善（埼玉弁護士会所属）  
弁護士 小 出 重 義（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 男性（以下「1番」と略記）

（編集者注：裁判員経験者2番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者3番 20代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 70代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 20代 男性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 20代 男性（以下「8番」と略記）

### 議事要旨

#### 司会者

それでは、時間になりましたので意見交換会を始めたいと思います。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私、今日の意見交換会の司会を務めます、さいたま地方裁判所第3刑事部の裁判長をしております秋葉と申します。よろしく申し上げます。裁判員裁判が始まって3年が経過しようとしています。施行当初から数えてみると、24件ほど裁判員裁判を担当してまいりました。この3年間振り返ってみても、その時々裁判員の皆さまの色々ご意見を伺う機会がありまして、

そういう風に感じるのかなとか、こういうところを工夫しないといけない  
なとか感じながら、少しずつやり方を変えてきたように思います。しかし、  
まだまだ運用を改善していかなければいけない面があるように思ってお  
ります。皆さま方から率直な、言葉を代えると、ちょっと辛口のご感想、  
ご意見を伺って、これからの裁判員裁判の運用の改善に生かしていきたい  
とあって、この会を開催することにしました。

ポイントは2つほどあると考えています。審理、評議、それから判決、  
こういったものについて、どんなところに課題があるのだろうかというこ  
とを皆さま方からお聞きして、改善していきたいというのが1つ。もう  
1つが、裁判員の皆さま方がどんな点に負担を感じておられるのか、そう  
いった負担をどうやったら少しでも軽減することができるのかというこ  
とについてご感想、ご意見をお伺いして、生かしていきたい、そうゆうふ  
うに思っています。ご意見、ご感想をと言いましても、なかなか言いづら  
いところもあるのかも知れませんが、何となくこんな風な印象がある  
とか、何となくこんな感覚がありましたということで結構です。本質的な  
問題に繋がっていることが多いのではないかなと思っております。ですの  
で、そういった感覚的なあるいは印象的な印象を持ったというそういうお  
話でも結構ですし、もっと積極的にこういうところをこうするべきだとい  
うご意見でも結構です。自由にこの場でご意見を伺えればなと思っており  
ます。

それでは、まず最初にこの場におられる方々の自己紹介から始めたいと  
思います。検察官の方から自己紹介していただけますか。

鶴田検察官

さいたま地検の検事の鶴田と申します。去年の4月にさいたま地検に来  
まして、この1年間で12件ほど裁判員裁判を担当しております。今日こ  
こにいらっしゃる方の何人かの裁判を担当させていただいておりました。

担当した事件はもう種々色々でして、殺人事件から危険運転致死事件、あるいは強盗致傷、覚せい剤密輸事件など幅広く担当させていただいております。今日は裁判員の方の貴重なご意見を聞く機会を与えて頂きましたので、十分貴重なご意見を賜って今後の審理に反映させていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 井草検察官

同じくさいたま地方検察庁の公判部の検事の井草といいます。先程の鶴田さんと同じで、昨年4月に埼玉に来まして19件、正確な数は覚えていませんが裁判員事件を担当しておりました。皆さまのご意見を聞いて、さらに改善できる点を直して参りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

#### 小出弁護士

みなさんこんにちは。弁護士の小出です。埼玉弁護士会には、裁判員制度を批判的に検討する委員会がございまして、ちょっと長いのですが、裁判員制度問題特別委員会といいます。その委員をやっています。担当した事件は、私は実は、市民の方にはちょっと理解できないかも知れないのですが、支援センターといまして法テラスがありますけれど、そこに登録していません。ですから国選事件ができないのです。重大事件というのはだいたい国選です。私選ではそう滅多にないのです。ですから数としては裁判員裁判を経験したのは1件です。常日頃から裁判員の方はどういう風に関心されるのかなと強い関心をもっていました。今日はそういう機会を与えて頂いたということで非常に楽しみにして皆さんの話をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 柴野弁護士

弁護士の柴野と申します。私の方は裁判員裁判を今まで4件やらせていただいております。裁判員制度委員会という委員会に所属してまして、

弁護士会の中で裁判員制度をより良くできるかということを検討する委員会であり、小出弁護士とは違う立場であるかもしれませんが、やっております。裁判員候補の方が、最初選任のときにこの部屋ですごい緊張した感じで、50人、40人座っているのを今でも思い出されます。そういう中で実際に経験をなさった方のお話を伺って、また意見交換ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 杉山裁判官

私は、さいたま地方裁判所第5刑事部で裁判長をしております杉山と申します。よろしくお願いいたします。私が当庁に着任したのは今年の12月にして、裁判員裁判は4件これまで担当させて頂いております。また、経験もごくまだわずかでございますが、様々な経験をしまして、裁判員制度は我々裁判所の側からすると非常にいい制度だな、皆さまのお考えを率直に伺えるいい制度だなと今思っただけでございますが、今日はさらに辛口なご意見で結構ですので、こういったところはこうしたらいいのではないかと率直なご意見を頂きまして、これからの私自身の裁判の運用改善に役立てたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 安藤裁判官

さいたま地裁第1刑事部の安藤と申します。皆さま方のご記憶にもあるかと思いますが、裁判長の右手に座っている裁判官がいたと思いますが、第1刑事部でそのポジション、右陪席裁判官を務めております。さいたまとは違う裁判所で1年、それからさいたまで2年裁判員裁判に携わってまいりまして、数えてはおりませんがおそらく30件くらいになるかと思っております。毎回毎回忙しく、次から次へと事件を担当していく関係で、あまり立ち止まって振り返ってみる機会がございましたので、今日は皆さん方の率直なご意見を伺って、これまでのことを振り返って自分の中で参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## 司会者

それでは、裁判員経験者の皆さん方にも、どういう罪名の事件を担当していたのか、どういったところが争点だったのかというところも交えて簡単に自己紹介をしていただければと思っております。では、1番の方からお願いいたします。

### 1番

はじめまして。僕は去年の6月に傷害致死事件の共謀罪の事件を担当させてもらっていました。今日は、僕の意見で良ければ、お役に立つのであればと思っておりますのでよろしくお願いたします。

### 3番

はじめまして。裁判員裁判では、放火について3日間ほど担当させていただきました。こういう場で話したりすることがとても不慣れなものなので、緊張はしていますが、お役に立てればと思います。よろしくお願いたします。

### 4番

私は、去年の8月25日から9月5日まで、窃盗事件で参加させていただいた者です。現在、重大な事件をこちらでやってらっしゃいますけれども、それがどういう形になるか、何かもう大体判決が決まっているみたいな感じですけどね。今日またいろいろ皆さんの意見を聞かせていただいて、また質問があったら、私の方へしていただければと思います。

### 5番

私は去年の10月に強姦致傷の案件で関わらせていただきました。本日が自分の事件の経験を思い出すという機会と、今後やられる方がもう少しやりやすくできるような形でできたらいいなあと思います。よろしくお願いたします。

### 6番

はじめまして、去年の10月に自殺目的の放火の事件を担当させていた

できました。争点は、本人が自傷していて罪を認めているということで、事実の確認と損害の規模、補償に対する程度を話し合っていました。辛口の意見を求められているということなのですが、特に不満やストレスを感じたことがないので、ちょっと困っています。

#### 7番

私は去年ですね、11月か12月か定かではないですけども、殺人未遂の事件に関わらせていただきました。争点の方は、当の被告人が罪を認めていましたので、刑の重さをどうするかが事件の争点になっていました。今日は私の方で何ができるのかは実際分からないのですが、一生懸命やらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 8番

はじめまして。私は、去年の12月に殺人事件を担当させてもらった者ですけども、今日は何かこれから僕たちの意見で変えられるようなことがあるようであれば言っていけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

#### 司会者

よろしくお願いします。なかなか、最初に本論というのは重たいと思いますので、最初に裁判員として裁判に参加して、どんな感想をお持ちになったのか、お聞かせ願えればと思います。すみません、また1番の方からお願いします。

#### 1番

僕は、一昨年の候補者の通知が来た時点で、なんて不運なんだろうと思って、さらに選ばれて、ここに来たときも嫌で嫌でしょうがなく、まさかこの中で当たるわけがないだろうということで、さらに当たったときには、もうかなりちょっとショックに近いような感じでしたね。そこまではそうだったのですが、やっぱり参加していくといい経験になると割り切っ

て自分でも参加したつもりだったのですけれど、知らないことばかりで、知らない世界なので、経験して良かったなという気持ちに変わっている自分にびっくりしたというのが正直な感想です。結果的には、自分にとっては良かったなと思っています。

#### 司会者

どんなところが良かったと思われますか。

#### 1 番

さきほど言ったように、経験としてできないことを自分は経験させてもらえる状況が、自分にとっては、これから生きていく中でとか、人と関わる中で、この経験があるのとないのとでは違いますし、最初はなんで自分が選ばれたのだろうと思っていましたけれど、なんて言うんですかね、自分のために勉強になるのかなというところが、結果的に良かったのかなと思っています。全体の感想としてはそうでした。

#### 3 番

私は放火を担当した際に、ここの部屋に選ばれる前に集まったときに、すごい人数の方が最初に選ばれていることに正直驚いたのです。最初から決まった形で、くじで手続という形なのかなと思っていたので、自分が決まったときには、私自身、裁判というものに対して漠然としたものしか持っていなくて、メディアでいうことであったりだったので、どんなものか知らない状態だったので、本当にどうしていいか正直分からなかったです。ただ参加してみて、検察の方だったり、弁護士の方だったり、裁判長の方だったり、どれだけ悩んだりとかして、いろんな気持ちを持って裁判に接しているのかということを目で見ることで、こういったものだったんだということに関して学べたことが、裁判員裁判に参加できて良かったなあと思ったところです。自分の中で、被告だった方を間近に見たときに、やはり人なので、この人に対してどういった判決をしなければいけないのだら

うと悩むというのを、なかなか選ばれてぱっと決めるというのは難しいことだったので、そこはすごく困惑したところではあります。私は全体で言えば、参加できてとても良かったと感じています。

#### 4 番

私は、通知が来たとき、ポストに入れなくて配達の方が入ってきたんです。よく見たら、さいたま地方裁判所と書いてあるので、あれなんだろうな、これ、と思ひまして、そのときは一瞬どぎまぎしたんですけれども、まあそれは、最終的にこちらさんから是非にという通知が来たものですから、全部書いて持ってきたんです。それで、こちらに来ましたところ、数十名の方がいらっしやいました。それで、今日どうなるのかな、私も選ばれちゃうのかな、そんなことないだろうと思っていたのですが、結局は選ばれました。それで、8月29日から9月2日まで窃盗事件を担当させていただきました。その時点でもって、裁判の仕方とか傍聴席だとかの説明をしていただいて、こういうものかということ、友達に話したところ、僕の友達も裁判員をやりたいなあなんて方もいたんですね。やってみると緊張の連続でやってきたんですけれど、そういう形で、今現在もこういう形で呼ばれまして緊張の連続なのですが、いい経験をさせていただいています。今もその最中です。

#### 5 番

私も、もちろん2年前の年末くらいに候補者として呼ばれて、そのときは来る人が結構いると聞いていたので、まさか呼ばれないだろうという話で。そしたらお盆明けくらいに通知が来まして、ここまで来たら選ばれたという気持ちで一杯でした。私の事件は被告人が未成年の方、19歳と10か月の方で、その方を少年院に送るのか、少年刑務所に送るのかというところが争点だった事件なのですが、やって良かったなあというのは、ちょっと自分本位になるのですが、被告人の境遇とかを聞いて、自分の人



生が今まで幸せな人生だったなあというのを再確認することができたというのが正直一番のところですか。あと、強姦事件ということだったので、法治国家日本で、治安は良いと言われていますが、その中でもやはり潜んでいる危険というのを改めて認識できたというのが一番感じたところであります。

#### 6 番

1 番さん、4 番さんに近いのですが、最初はなんてついてないんだろうという感想です。実際に選ばれて担当させていただいたのですが、大体似ていますね。経験してみて、経験しないと分からないことが分かったというのが良かった点だと思います。ちょっと全体的な感想じゃないかもしれないですけども、提出された証拠に関して議論をするという話をいただいているのですけれども、どうしても一般人の目線からいくと被告人の人柄みたいなどころの掘り下げにどんどん走りがちだったなあという印象を持っています。

#### 7 番

あんまり多分整理できてないのですけれども、自分が裁判に行ったときに、まさか当たるとは。前の方も困っていたということですがすけれども、そんな印象で、経験させてもらいました。やった後とやる前とで、やっぱり結構色々なことが変わったなあという印象です。裁判とか裁判員とか、そういう制度自体は知っていたのですけれども、自分の中で、裁判所なんて行かないところだ、行っちゃいけないところだと思っていたのですけれども、実際来てみて、普段見ないところを見て、裁判も人がやっているのだなあとか、そういうことを感じたりとか、結構周りの人でも裁判員になりたい人とか、そういう人もいるなあとか、そう言った面で、見方が変わったなあとか、それが一番大きな感想です。

#### 8 番

そうですね。僕も選ばれたときは正直びっくりだったのですが、全体的な感想は、皆さんと一緒に、いい経験ができたので、非常によかったなと思います。裁判の感想は、やっぱり、僕個人的な意見になってしまうのですが、国が定めている法律っていうんですかね、刑の重さが、僕の方だろうと考えている重さと差が結構あったもので、一緒に僕の他にも5名いましたが、皆さんそれは思っていたと思うんですが、そこに違いが出てきたのは正直びっくりしたところがありました。判決のときに。まあ、とてもいい経験ができたと思います。

司会者

後でまた取り上げますけれども、最後のところまで結構差があった、という感じでしたか。

8番

最後までではなかったと思うんですけど。正直、最初全然分からなかったもので、検察側の人と弁護士側の人がお話しされた刑の内容にびっくりしましたし、過去の似たような事件との差についても結構びっくりしましたね。

司会者

その点は後で取り上げたいと思います。

最初に法廷での手続、審理手続のところから皆さん方のご意見を伺いたいと思っております。最初に、検察官、弁護人の冒頭陳述があって、実際の証拠調べが行われると。いろんな報告書だとか、供述調書だとかが取り調べられて、証人がある場合には証人尋問が行われて、被告人質問が行われて、最後に検察官、弁護人から意見を聞くと、このような流れであったわけですが、一番最初に、裁判の中核部分である証拠調べのところについて、皆さん方がどんな風を感じたのか、こんな点が分かりづらかった、こんなところが負担だった、あるいは評議の際にこんな点が困ったなとか、どんな切り口でも構いません。証拠調べのときにどんな風を感じたのか、

ご意見を伺えればと思います。

3 番

証拠調べの際は、私が担当した放火のときは、被告人の方が完全に認めている状態だったことと、証拠として映っていた映像を照らし合わせても、明らかにご本人であろうという状態だったので、私たち、裁判員の方々も、ああ、そうだろうねという形だったのです。一番証拠として印象に残っていたのは、検察側の方が資料を綺麗にまとめている形だったということが非常に印象的で、裁判員の私たち自身が分かりにくいところを図に丁寧にまとめて、見せてくださったのはすごく分かりやすかったかなと思います。ただ、弁護士側がちょっと、特殊な方だったんですかね。とても感情的な方だったようで、被告人の方の気持ちを弁解して、そういう形になっているのか、よく分からない状態になってしまっていて、本当はどういう気持ちでそういうことをやってしまったかという流れが、弁護士側の方は分かりにくかったです。

司会者

今おっしゃったのは、被告人質問、被告人に話を聞くときに、うまく聞いていなかったということですかね。

3 番

そうですね。証拠の提出の際も分かりにくかったですね。

司会者

どういう証拠ですか。

3 番

途中で証拠を提出した際に、「間違いないですか。」みたいなやりとりをしていたじゃないですか。私もちょっと記憶が薄くなってきてしまっているのですが、そのときにちょこちょこっと弁護士の方がそれに対して付け加えをしていた部分があったんですけど、それが自分の感情を言っている

が多かったです。

司会者

被告人に話を聞く際に、弁護人が弁護人の思いを言ってしまう、  
という風に感じたんですかね。

3 番

そうですね。はい。

柴野弁護士

それは何を言っているのか分からないというか、全然意味がなかったと  
いうか、そういう意味なのですか。

3 番

意味がなかったというよりは、とてもご本人に対して、難しいんですけ  
ど、「そうだったよね。」みたいな。

柴野弁護士

弁護士が作っているように見えた。

3 番

そうですね。そういう形に見えてしまうような。

柴野弁護士

よく分かりました。

鶴田検察官

本人の気持ちなのか、弁護士さんの思いなのか、よく分からなかったと  
いうことですね。

司会者

他の方、いかがですか。

小出弁護士

まずね、経験して良かった、これ皆さんおっしゃるんですよね。新聞に  
も出ていますけど。何が良かったというと、やっぱり普通は経験できない

経験をした喜びがありますよね、いろんなことを知って良かったというのがありますけれども。聞きたいのですが、市民、素人が裁判に加わって、裁判が裁判官だけより良くなったなっていう感想をお持ちになった方いらっしゃいますか。自分が経験して良かったというのではなくて、裁判そのものが、私たちが入ったために良くなったんじゃないか、審理とか評議の過程とか、結論とか。そういう風に考えられた方はいらっしゃいますか。

司会者

申し訳ないのですが、その話は最後のところでお聞きいただけませんか。審理、評議、裁判の運用改善に役に立つ、そういうところを主に。

小出弁護士

変えます。調書を読みますよね、法廷で。読んでいたときに頭に入りましたか。その点はいかがですか。

司会者

供述調書が朗読されたことはご記憶ですよね。それを聞いてずっと頭に入ってきたか、そういうご質問だと思うのですが、いかがでしたか。

小出弁護士

緊張しているし、その日に聞いてなかなかそういう風にいかないんじゃないかと。

司会者

できるだけ経験者の方にご発言いただきたいと。

5 番

特に問題なく理解したと思われます。

司会者

他の方、いかがですか。

7 番

私も同様です。

小出弁護士

否認事件，1番と4番の方ですか，争う事件だったでしょう。そういうときもすんなり入りましたか。調書を読まれて意味は分かりましたか。

1番

僕の場合は否認事件ではなく，共謀がどの部分で成立したかっていうのが争点でした。本人は大方認めている状態でしたので，僕の場合は，完全に否認しているどころではなかったです。

小出弁護士

そうすると特に調書を読まれて分かりにくいところはなかったですか。

1番

いや，正直，裁判所が説明して，理路整然と検事の方が説明していたことをすぐにその場で理解するレベルまでは，理解できませんでした。要所でメモをとるのが精一杯で。あとで評議室に戻って，空いている時間とか，話している時間に自分で整理をつけていったというのはあります。

司会者

理解しづらかったというのは，どういう点で理解しづらかった，ずっと入ってこなかったのですか。

1番

多分慣れていないからだと思います。なんて言うんですかね，事実だけをぱっと読んで，淡々とした口調なので，まったく理解しないわけではないのですけれども，やっぱり，日々の日常の生活の中で，そういう意見を聞くというのは，どちらかという会話のキャッチボールの中で話をしたり，聞いたりしている状態ですから。まあ，いわゆる非日常的なイベントなので最初は聞きにくかったですけど，やっぱりそれは初日とかの話で。回数を重ねていくと，慣れてきますので。まあ慣れたころには終わっちゃうというのはありますけれど。

司会者

キャッチボールという点ではね、証人尋問とか、被告人質問とかは、まさに質問者とそれに答える人とがキャッチボールのようになっている。それと比べて、書面を朗読されるというのとの違いというのは感じましたか。

1 番

それは違いますね、普通に。聞いているだけですし。

司会者

書面の場合は聞いているだけ。

1 番

検察の方が調書を読まれるときの話ですが、僕は被告人に何度か質問させてもらいましたが、聞いているだけなので、全く理解してないわけではないのですが、聞き取りにくかったというわけでもないのですが、慣れてないように思いました。僕は自分の中で解釈する時間が必要でした。ただ、それがすごく不便でどうしようもなかったということはありません。

柴野弁護士

今の、理解するとか分かるとかの意味なのですが、何と話したのかを理解したのか、その話したことがどういう意味なのかを理解したのか、ごちゃごちゃになっている気がするのですけれども。キャッチボールの中で、被告人はこういう風なことなんだなど。調書だと、こう、ガーッと読むから聞き流すというか、書いてあることは分かるんだけどなんでそう書いてあるんだっていう、それが理解できないという意味ですか。

1 番

理解できない・・・。

柴野弁護士

要するに、1番さんが自分なりに解釈する意味のことを言っているのかなど。

司会者

書面を読まれてしまうと、言っていることが書いてあるのですが、その場で耳から入ってきて、すぐに何を言っているのか、供述しているのか、イメージをしなければいけませんよね。そのイメージがしづらいということなのですか。

1 番

それは、聞き取りやすかったか、そうでなかったかと聞かれたので、普通の会話で聞くよりは若干聞き取りにくかったですが、その位のレベルです。すねという感想です。

4 番

私は窃盗事件だったのですが、検察の方より弁護人の方の方が、ちょっと変な言い方ですが、怖じ気づいちゃっているような、検察の方はやはり鋭いなど実感しました。結局被告人の方の表情が変わってくるんですね。見ていてある時は気の毒だとか、違う時には今日はちょっとおかしいのではないかなど、そんな情景を経験したのですが。

小出弁護士

調書を読んでそれを理解できたかという点では、どうですか。

4 番

まあまあですかね、完全はちょっと。臆気ながらですが。

司会者

6 番の方はどうでしたか。書面を調べた方が分かりやすかったかどうかという点ですが、どんな感想をお持ちですか。

6 番

今更ですが、調書とは事件の被告人の行動とか、どこで何を買ったとか、そのストーリーですよ。

鶴田検察官



私も6番さんの裁判に立ち会っていたので、あの裁判で言うと、近隣住人の方の、怖かったとか、処罰感情だとか、被害者の気持ちが読まれていた内容のものです。焼けた家の周りに住んでいた方の気持ちが述べられていた、あれが調書です。

6番

分かりにくいと思ったことはないです。

司会者

たくさんの方の供述が書いてある書面を読んだと思うのですが、長かったとか、同じ事の繰り返しとか、そういう風には感じませんでしたか。

6番

同じ事の繰り返しだとは思いましたが、たまたま、自分自身も火災の経験があるので、ああなるほどと逐一なづくことの繰り返しでした。分かりにくいとか、それはちょっと変な感情だとかは思わなかったし、理解しにくいなと思ったこともないです。

司会者

ここまで必要なかどうかという観点からはどうですか。

6番

ちょっとくどいなとは思いました。

司会者

どういう点がくどいとお考えですか。

6番

でも結局被害者の方がいて、この人と同意見とまとめるわけにいかないというのが原因なんだろうなと思いますけど。

司会者

それは、やむを得ないという感じなんですか。

6番

手続上というか、誰かの意見は言うけれど、その人と意見が一緒だからといって、一緒くたに意見をまとめることはできないから、結局同じことの繰り返しで、全部の被害者の意見をしらみつぶしに聞かなきゃいけないものなので、くどいとは思いつつも、必要なことではないでしょうか。

司会者

多分同じような状況が3番の方にもあったと思いますが、どのようにお感じになりますか。

3番

同じ事の繰り返しを言っているなと思いましたが、ただ、前の人と同じですとしてしまうと、解釈や捉え方が違ってしまいうだろうと思うので、それに関しても苦痛に思ったことはなかったですし、できるだけ丁寧に、細かい点も言っているのだなと捉えれば、すごく分かりやすかったと思います。

柴野弁護士

さっき1番さんが、言葉のキャッチボールがあったから調書よりも直に尋問したほうが良いという話があった中で、3番さんが、弁護士に限ってですが、質問している人の意見なのか、答えている人のなのか分からないということもあったので、調書でかえって紙に書いて、それを読んでくれた方が、その場で聞くよりも分かり良いということはあるでしょうか。そうとは言うものの、やっぱり直に聞いた方がいいですか。

3番

裁判も人と人で、人が罰するもので、機械的なものではないので、口で聞いた方がよいのかなという思いもありますが、文面にされてしまうと、字というか、物体になってしまうので、そのときの感情が分からないというか。今回は特殊だったのですが、やはり口頭の方が良いかなと。

司会者

実際の裁判では書面で調べたけれど、本当は、直接その人に話してもらいたかったという部分もあるということですかね。

3 番

全員というと、連続放火なので、いろんな方が被害に遭われているので、大変な大きな裁判になってしまうと思うので難しいですね。それはバランスをとるといいますか。

司会者

全員ではないけれど、誰かに来てもらって、話を聞いた方が分かりやすかったかなというところもあるということですか。

3 番

少し……。

司会者

他の方はいかがですか。後で、評議の段階になって、この人は直接話を聞いてみたかったなと思ったことはありませんでしたか。

6 番

特にはありませんでした。被害者の方が饒舌に語れば良いですが、感情が高ぶっておられるでしょうし、逆にその、調書という形で、事前に言いたいことはこれで大丈夫ですねという状態を整えてもらっていた方が、望ましい結果になるのではないかと思います。

司会者

あまり必要性を感じなかったということですか。

6 番

僕は、必要性を感じませんでした。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

7 番

私がやった裁判はもともとそんなに関係者が多くなかったので、十分人は足りていたのかなという印象です。

司会者

証人をどなたか調べたのですね、その証人で十分だったと。

7 番

はい。

鶴田検察官

1 番さんにお聞きしたいのですが、先ほど淡々とした口調のところは日常と違うからというお話があったと思うのですが、逆に、もし調書を読んでいるのなら、こんな風に読んでもらえたらもっと分かりやすかったなということはありますか。

1 番

私が担当した裁判の検事さんだけか分かりませんが、ちょっと早口で、割と早かった。かといってスピードを遅くすれば、時間、時間でスケジュールがあったりもするのではないのかなとも思うのですが。ただ、ゆっくりしても長いので、最初のうちは真剣に聞けますが、後半だんだんほわんとしてくるじゃないですか。

司会者

どれくらいの時間か分かりますか。

1 番

測っていないので分かりません。

司会者

結構、書面の取調べ時間が長かったですよね。

1 番

次々に何回か証拠を見て、時間が足りなくなるので、ひとつおりの文書を読んでみたいな。

柴野弁護士

読んだものは証拠になるわけじゃないですか。裁判員の方は、後で、ここなんて言っていたのかなと調書を見たりするのですか。

1 番

私は分からなかったところとか、この点なんと言っていたかとか、裁判長に聞きました。後で振り返れるじゃないですか、そこで確認しました。

小出弁護士

録音とか。

柴野弁護士

今のは論告弁論の話では。

司会者

証人尋問の中で分からないところを映像で見たという話ですか。書面について、何か確認したくて裁判長に確認したということですか。

1 番

聞き漏らしたことがあるかないか、被告人がなんと言っていましたっけとか、その程度です。

小出弁護士

それは裁判官に確認したのですね。そのときの録音を聞かせてという確認の仕方ではないんですね。

1 番

ただ普通に聞いたと思う。

司会者

記憶が定かでないですかね。

1 番

まあ聞いたのは聞いたと思います。分からなければそのままにはしなかったのです。

小出弁護士

聞いたというのは録音を直に聞いたということですか。

1 番

裁判官に聞いたと思います。補足的に聞いてそれで理解したと思います。録音も直にも聞きました。

柴野弁護士

尋問の話ですよ。

鶴田検察官

前提ですが、調書の朗読をしているときは録音してないですよ。証人尋問や被告人質問を録音しているんですよ。

司会者

はい。ですから、場合によっては、証人尋問や被告人質問で、正確にそこでなんと言っていたかという場合には、評議室で再生をしているということだと、そのことをおっしゃっているのだと思いますね。それとは別に、書面で聞き漏らしてこのところはどう言っていたのかと確認したいという場合には、裁判長に聞いたということですかね。

1 番

そうです。

鶴田検察官

直にその紙を自分の目で見たということはあるのでしょうか。

1 番

紙はなかったような・・・。

柴野弁護士

皆さんはそうですか。要するに読まれているやつだと、ずっと読んでいるから全部聞き取れなかったりするけど、紙はあるわけですよ、読んでいるぐらいですから。その紙を読ませてくださいと、そこまではしていな

いですか。

7 番

していません。

司会者

先ほど、被告人質問で弁護人が自分の思いをという話がありましたが、証人尋問や被告人質問を聞いていて、どうしてそんなことまで聞くのかなと、何か尋問のやりとりで問題に思ったことはありませんでしたか。

5 番

先ほど3番の方もおっしゃっていましたが、私のケースでもどちらかと言うと検事の方が裁判員裁判に慣れていると、弁護士の方の裁判員に対する説明の仕方が慣れていなかった感じがして、正直それが被告人に対して、デメリットだったのではないかなと思いました。

司会者

どういう場面ですか。

5 番

私の事件は先ほど申し上げたとおり未成年の事件で、検事は事件性の追求で、それに対して弁護士は生い立ちや心理分析、心の経過を伝えたのですが、専門家の意見というよりも、その方の診断書をずっと読んでいて、分かったのですが、そんなに文章量を使わなくてもいいだろうと、簡潔に要約して言った方がむしろ伝わりやすいのではないかなと思いました。

司会者

専門家の証人尋問があったということですか。

5 番

証人尋問もありましたし、証拠は別の方の報告書が延々とありました。

司会者

それが5番さんの感覚からすると、少しポイントを絞ったものの方が良

かったということでしょうか。

5 番

そうですね、会社の報告書なら上司に怒られるかと。

司会者

そういった観点からもう少しポイントを絞った方がいいのではないかという意見はありますか、書面でも尋問でも。

7 番

書面自体はすごく見やすく良かったのですが、検察の方が書面以外のことを言うと戸惑うというか、特に数値的なこと、時間軸を追うのですが、書いていないことを言われると戸惑ったなという印象でした。弁護士が作ってくれた書面に関しては簡潔に見やすくなっているのですが、もう少し体裁というか、そんなにこっちに歩み寄らなくても良いと、分かりやすくポップを使用しているがそんなのはいらないでしょと。あくまでも裁判なのですから、ある程度体裁を保って、フォントもゴシックが良いと。分かりやすいようにこちらにアピールしなくても分かるからと思いました。

司会者

前の方の問題ですが、検察官が自分の方でこういう答えを期待したのに、証人なり被告人が違うことを言うと戸惑っていたということですか。

7 番

いえ、違います。ずーっと淡々と検察官が証拠を話してくれて、聞いていく中で、一字一句聞こうとするのですが、書いてないことが出てくると自分の方が戸惑うということです。

司会者

書いてないというのは、どこに書いてないということですか。

7 番

自分の手元にある程度書面をいただけますよね。書面に沿ってずーっと



説明していく中で、自分が持つ書面の中で日付が書いてある箇所、その日付と日付の間で書面がないことを話されたりすると、戸惑いました。

鶴田検察官

それは冒頭陳述のときとか、論告のときの話になるのでしょうか。

司会者

そうではなくて、証人尋問のときの手控えを見ながら質問をしていって、そこに書いてないことが出てくるという話ではないですか。

7番

尋問のときではありません。

井草検察官

紙で確認されていたか、画面で確認されていたか、何となく分かりますか。紙だと冒頭陳述の場合が多く、画面だと書証の取調をしているときが多いと思うのですが。

7番

紙です。

鶴田検察官

冒頭陳述ですかね。

柴野弁護士

冒頭陳述の用紙の、時系列で書いてある中の、冒頭陳述だからまさに簡略化しているところで、細かい事実が出てくると分からなくなるということですかね。

7番

そうですね。

柴野弁護士

最初に書面にわーっと書いてあった方が困っちゃいますよね。

司会者

出てこないと戸惑うというのは、検察官が戸惑うということですかね。

7番

私が戸惑うということです。ずっと書面を追っているのに書面にないことを言われると、私が理解できずに戸惑うということです。

杉山裁判官

今お話が出たようにいっぱい書いてあった方がいいですか。ただそうになると、すごく書面が見にくくなってしまうのですよね。だから検察官は主なところだけを切り取って書面にしているのです。その間のことは口でしゃべって、なんとなく全体が分かってくればいいなという趣旨で書面を出しているのですが、おっしゃるとおり、書いてないことを言われると頭が混乱するということはあるかもしれません。やろうと思えば出来ると思いますが、全部書くほうが良いですか。

7番

今から思うとそんなには要らないですかね。ただ、自分が裁判員として入るとき、あんまり知らないのを全部把握しようとするじゃないですか。そんなに細かいところは要らないのかと。

杉山裁判官

むしろ裁判所が事前に何か言っておいた方が良いでしょう。

7番

誰かしらが聞いているからという話は言われたのですが、自分たちには、事件の全部の把握でなく、おおまかなところでいいんだよと、ないところも別にそこは大事じゃないんだと思えばいいだけなんで。書面としては、今から思えば要らないのかなと。

柴野弁護士

大事じゃないことは言わなきゃいいということですかね。

小出弁護士

それが後に効いてくることもあるんですよね、複雑な事案では。難しいところですよ。

司会者

冒頭陳述について聞いたと思うのですが、最初のところはたくさん言わなくてもいいのではないかということでしたが、他の方はいかがですか。

柴野弁護士

最初に配られる紙とか、弁護士と検察官がこれはこういう事件ですと記載しているもので、簡単な方が良いか、細かい方が良いか。

鶴田検察官

両極端にはできないと思うのですが。

1 番

話をしながら思い出してきたのですが、今思うと簡単で良いと思います。どうしても全体を把握しようとしてしまうので、簡素化して争点を簡潔に書いていたほうが、経験もしていない我々素人が、事件に関与していた検事さんが何年何年と判断してきた内容を、ここ数日間で判断して決断できるわけがないと、全部について。簡単でいいと思います。

司会者

最後に論告と弁論、検察官と弁護人から意見があるのですが、それはどのように思いますか。長すぎたとか、あるいは評議に役に立ったとか、いろんな観点からの意見があり得ると思うのですが。

8 番

うろ覚えで・・・。

司会者

あまり印象に残ってないということでしょうか。

8 番

いや、そういう訳ではないのですが。

柴野弁護士

やり方として、パワーポイントを使う人や、ホワイトボードを使う人とか、何も使わないで紙だけの人とか、まあ皆さんはどれかしか経験していないのですが、これでは分からない、あるいは、これは分かりやすかったという意見はありますか。

8番

弁護士の方が、最後の方に体を使って説明したシーンがあったのですが、それが非常に分かりづらかったです。

柴野弁護士

体を使って弁論するってどういうことですか。

鶴田検察官

これは私も立ち会っていたのですが、首の締め方を弁護士さんが実際に体を動かしながら、前を向いたり、後ろを向いたりとやっていたということですかね。

8番

やってくれてはいたのですが、実際問題、そんな風にならないだろうと、思っていたので、絶対それはないだろうと、何でああいうやり方をしたのか、僕には理解できなかったんですけど。

柴野弁護士

証拠調べではないのですよね。

鶴田検察官

弁論を身振り手振りでやったということですね。

司会者

8番さんの目から見ると、あまり理解しがたい話だったということですかね。

8番

理解はできたはできたのですが、その部分に関してだけはちょっと。

5 番

僕の事件が特殊だったのかもしれませんが、最終弁論だと、僕としては事件性と情状酌量の話のところ、もう少しディベートっぽく、相手のところを潰して自分の正当性を話してくれるのかなど期待していたんですよ。それが最後まで平行線なんですよ。

小出弁護士

自分のストーリーを言うだけで。

5 番

そうなんです。多少はあるのですが、特に弁護士さんが。そうとしか言いようがなかったのかもしれませんが、なんとなくどっちを選びますみたいなの、それが僕としては残念でした。

司会者

議論がかみ合っていないという感じですか。

5 番

そうです。

小出弁護士

検察のストーリーだとここが矛盾しますよとか、それは成り立ちませんよとか、そういうのが欲しかったということですか。

5 番

はい。

司会者

ここで評議の話に移りたいと思います。審理は評議をするためのものですので、評議の話をしながら場合によっては、証拠調べあるいは審理についてご意見をうかがいたいと思います。まず評議について、自由に意見を言えたかどうかですが。

5 番

特に遠慮した記憶はないです。

小出弁護士

ちょっと視点を変えましょう。裁判官と対等に議論ができたと思いますか。

3 番

感想としては、いろんな意見を言う裁判員の方が多くて、裁判官も若い男性と女性の裁判官 1 人ずつと裁判長という形だったので、いろんな意見を交えて、いろんな人が話をするという感じで話しやすかったです。上から目線で何が言われるわけではなく、お互いの意見をしっかりと言える形でした。

小出弁護士

情報量が違うという意識は持たなかったのですか。

3 番

例えば自分が疑問に思ったりとか、情報が薄いなど感じたところに関して質問した際に、何でも答えてくれる方々だったので、自分の足りない知識を補える状態で、皆でディベートできました。

小出弁護士

それが対等と言えるのかどうかという問題はあるのですけどね。

7 番

対等というのはやはり難しいですね。簡単な裁判だったのかもかもしれませんが、多分裁判官の方はゴールが見えていて、その中で、意見はすごく言いやすく、裁判官の方が場を調整してくれたりだとかいろんな事を聞いてくれたりしていて、リードしている感はあるつつも、話しやすい雰囲気を作ってくれました。

小出弁護士

リードされているという意識はあったのですか。

7番

この結論に導くという、そういうリードの仕方ではありませんが、進行について全体の流れの中で上手くリードしてくれたと思います。

司会者

議論を整理していったという感じですか。

7番

はい。

6番

イメージみたいな話になって伝わるかどうかわからないですが、自分の意見を言おうとする前に疑問に思うことというのはあるので、それを聞いたならそれはこうです、というサポート的な面というのはありがたいというか、自分の意見を構築するのに役に立ちましたし、話の軸になっていたと思います。

8番

すごく話しやすく、雰囲気は非常に良かったと思います。あまり気も遣わずに話すことができましたし、引っ張られるような感じもしませんでした。

司会者

5番の方は納得いくまで議論ができたと思いますか。

5番

納得というのはどういう意味かという話になると思いますが、例えば僕が有罪だと思っていてそれが無罪になったり、無罪だと思っていてそれが有罪になったりしたら、納得はいかないとは思いますが、そういうケースではなかったのです。先ほどの同等に話せるかという、無理です。それこそ、新しい支社に行きました、情報をもらいました、このプロジェクトに

いくら使いますか、少なくとも多少良識ある人間が、その会社の事を何も知らなくてその会社に行って正しい数字が出せますか。出せる人間はいないわけで、予備知識が全くないのでそもそも議題として出すこと自体が、無理としか言いようがないです。

司会者

問題は皆様が十分に意見を言えたかということかも知れませんね。

5 番

そうですね。そういう意味では意見は言えました。言えない方もいらっしゃると思います。

司会者

言えない方もいらっしゃると感じたのはどうしてですか。

5 番

それはただ単に、他人の前で意見を言うことに慣れていないか慣れていないかという意味です。

小出弁護士

4 番の方、先ほど判決は決まっていると思ったという趣旨の発言をされましたが、そのことについてどういう意味なのかご説明ください。

4 番

今現在やっているものですか。

小出弁護士

いいえ、ご自身が体験されたわけですね。

司会者

今の質問についてですが、4 番の方は、ご自身が参加した裁判について最初から決まっていると思ったという趣旨で先ほど発言されたのですか。

4 番

いいえ、そうじゃありません。



小出弁護士

では、ご説明ください。私はそう聞いてしまったものですから。

4番

今、さいたま地裁でやっている死刑になるような重要な裁判について、そう言ってみただけなのです。

司会者

参加した裁判について、自由に意見が言えたか、十分に意見が言えたかという点については、どうでしたか。

4番

そうですね。私としては言えました。

司会者

1番の方は評議で十分に意見は言えましたか。

1番

それは自由に言えたと思います。何ら制限されるとか誘導されるといったことはなかったと思います。

小出弁護士

1番と4番の方にお訊きします。疑わしきは被告人の利益にという、刑事裁判の大原則については説明を受けましたか。

1番

はい。それは、場面ごとに議論をしていく中で、どうなのかなと考える時にはそういうこともありますよという形で説明を受けました。

4番

そういう説明はなかったです。ただ、受けていたかもしれないですが。

鶴田検察官

最初に選任される時に必ず説明は受けますので。

小出弁護士

選任の時に説明を受けても、緊張していて理解できないのではないですか。やはりその場その場で争点ごとに説明しないとなかなか分かりませんよ、これは。

柴野弁護士

意見が言えるということについてですが、自分がこう思いますよと言えるレベルの話と、例えば小出先生と私は意見が違うから、小出先生これは違いますよと言えるレベルの話もあると思いますが、この点については、どうですか。

司会者

評議の場面で、他の方と違う意見を出し合えたかという観点からはどうですか。

柴野弁護士

私が担当した裁判員裁判では、寝ていた裁判員の方がいて、この人は評議の時にいったいどうなるのだろうと心配しながらやっていたのですが、多分、すごく熱心にやる人とそうでもない人がグループの中にいるだろうし、また意見についても、何でこんなことを言うのだろうという人もいるのではないかと、自分の感覚としてはそう思っているところで、そういう意味では自分なりに議論を尽くしたいという気持ちもあるのではないかと考えていて、その点についてどうなのかなというところです。

6番

自分の意見は言えました。けれども他の裁判員の方にそれは違いますよと、反対意見まではあまり言わない雰囲気ができあがっていたかなと思います。事件の内容にもよるのでしょうが、裁判員同士面識がなく、その日に選ばれて集まって、言った意見に対してそれは違いますよというのはなかなかやりにくいので、自分の意見は言って、補充裁判員を含めた8名と裁判官の方の意見を聞いて、多数決ではありませんが、どっち派の意見が

多かったなみたいところで決まっていたような気がします。

司会者

あなたの意見とは違うとは言わなくても、他人の意見と違う意見を言うこと自体はどうですか。

6番

そこは大丈夫です。自分の意見としては言えます。

司会者

他の方はいかがですか。

杉山裁判官

最初はどうしても裁判長と裁判員の方、今日もそうですが、何番の方でしょうかという話になりますが、それが盛り上がってくると、裁判員同士で何番の方がしゃべったのに対して何番の方がしゃべると、そういった場面を私は何回か経験しています。そういった評議になった方はいらっしゃいませんか。要するに、裁判員の方同士で議論が始まるという評議ですが、そういう評議はありませんでしたか。

5番

あります。ただ、反対意見ではなく補足する意見や同調意見でした。

杉山裁判官

そういう場合もあるのですが、違った観点からの意見が実際に出ているところを経験しているので、おそらく経験された方もおられるかなと思ってお尋ねしたのですが。

小出弁護士

別の質問いいですか。5番の方は少年事件でしたよね。少年事件は、成人の事件と違って観点は変えていかなければいけないのですよといった、少年法の趣旨みたいな説明はありましたか。

5番

ありました。弁護士さんも法廷ですごくおっしゃっていました。

小出弁護士

評議でも裁判長から説明がありましたか。

5 番

はい。論点としてもともとあったところなので。

小出弁護士

8 番の方ですが、意見陳述があったのですね。殺人事件ですからそれは遺族ですか。

8 番

そうですね。

小出弁護士

意見陳述を聞いてどうでしたか。影響を受けたなあというのか、感情としては分かるけど、その程度に止めておこうとか。

8 番

そうですね。聞いた時は、感情的にというか思う部分があったのですが、別にそこまで左右されなかったというか、あまり気にせず。

小出弁護士

感情的にというのとは、あなたが感情的になっていたのか、意見陳述をされた方が感情的に意見陳述をされたのか、どちらですか。

8 番

感情的というか、両方の話を聞いていると、聞く側聞く側に寄りがちになってしまっていたのですが、聞いた時はそういうこともなく。何と言ったらいいのでしょうか、質問の趣旨は・・・。

司会者

8 番の方自身が、意見陳述を聞いて感情的に流されるようなことはなかったのかという趣旨で訊いているのですが、どうですか。

8 番

それは、大丈夫でした。

司会者

自分の中ではどういうふうに整理されていたのですか。どういうふうに受け止めていたかでも結構ですが。

8 番

そういうふうに思うのもしょうがないよねというくらいにしか。

司会者

皆さんは評議をされていて、後で審理がこうだったら良かったのにとか、もうちょっとこの点を審理の中で明らかにしてほしかったと、足らなかったと感じたことはありますか。

8 番

ありました。全体的にもうちょっと深く皆で話した方が良かったんじゃないのかなとか、被告人に訊くのもそうですし。最終的に殺意があったのかないのか分からない形で終わってしまったような気がしたので。

司会者

ただ、争いがない事件だったわけですね。

8 番

そうです。争いがない事件だったはずなのですが、被告人は、何と云えばいいのでしょうか、首を絞めるつもり、殺害するつもりはなかったと言っていたので。認めているのに首を絞めるつもりはなかったと、そういう細かい、何と云うのでしょうか・・・。

柴野弁護士

皆でもっと話せればというのは、評議の時間がもっと長ければということですか。

8 番

それも思いました。

司会者

評議の時間が短くなった事情が何かあるのですか。

8 番

その辺はよく分からないのですが。こちらは予定された時間でやるじゃないですか，言われているので。

司会者

普通は余裕を持って評議の時間を取っていると思いますが，そんなことはなかったですか。

8 番

もうちょっとあってもいいんじゃないかな，と終わってからの感想になってしまいますが。

司会者

他の方はいかかでしょうか。特に審理に過不足があったかどうか。

井草検察官

検察官の立場から，あと何を立証すればいいのかという観点からの質問で，司会者がおっしゃっていることとたぶん同じだと思いますが，当然否認している争点ごとにいろんな証拠があって，証拠が足りなかったということはあるかもしれませんが，自白事件だと被告人の刑をどうするのかという話になってくる。その時，検察官の立証としてこういうのをやってもらいたい，例えば犯行について深く知りたい，結果について深く知りたい，それとも人柄について深く知りたいだとか，そういった中でこれもうちょっとあったほうが良かったなと思い出したものがあるかなと思ったのですがいかがですか。

柴野弁護士

それは検察官に限らず弁護人にも，量刑を決めるのにこういう視点での

証拠があれば良かったな、要するに裁判員の方は出されたもので考えるしかないわけで、もっとこういうものを出してくればというものがあれば。

6番

さっきも言ったとおり人柄の話になりがちだったので、人柄に関して、過去こういったときに被告がこういう行動を取りましたというような、エピソード付きで話してもらえるとかなり影響があるんじゃないかなと。

司会者

確か6番さんの事件のときは証人が1人だけだったのですよね。要するに被告人のことを知っている人からもう少し直接話が聞きたかったということですか。

6番

それはありますね。

鶴田検察官

そういう聞き方をされれば当然・・・、このときはもうひとりの若い検事が、被告人質問で人柄に関する過去のエピソードを聞いたときに、ちょっと裁判官から見ると遠い話だったので、それ以上聞かないでくださいと止められてしまったりして、それ以上のエピソードが出なかったという側面があるので、そういうのをもう少し聞きたかったんじゃないかと私は思います。

司会者

被告人からももう少し話を聞きたかったということなのですか。

6番

いえ、被告自身からではちょっと、僕自身はあまり聞きたくない。第三者が見たエピソードを、脚色なしの客観的に見たエピソードが欲しい。

司会者

確か先ほど、自殺がらみの、ということでしたよね。そうすると自殺を

しようとしたこととの関係が分かる人ということでしょうか。エピソードというのは具体的にはどういうことなのかをお聞きしたい。

6 番

直接か、間接的というか難しいですが、被告人がどういう思考パターンで動くのかという、根底までは掘り下げられないですが、臆気ながらも良いのでその人の人物像が分かると、感情移入をしちゃうのも変な話ですが、もう少し全体像が掴みたかった。

司会者

判決の話に移りたいと思いますが、評議がきちんと判決に反映されていたかという観点からどうお感じになりましたでしょうか。

7 番

判決自体には自分も納得していて、特に問題なかったと思います。ただちょっとだけ気になったのは判決文ですよ。いろいろな裁判員の想いか、そういったものをくみ取って書いていくものだと思うのですが、最初にパツと思った印象がすごく柔らかい文章だなと。本来、判決文というのは堅い文章で書くものだろうという印象でいたので、読みやすくもいいのかもしれないですが、柔らかい文章だったなという印象はありました。

司会者

それは良い評価なのですか、悪い評価なのですか。

7 番

それは難しいですね。まあ判決文なので読み違えが起こってはいけないのはもちろんで、そこは保っていたと思います。読みやすくなった面では一般の人に近づいたというところで良いと思いますが、あんまり行き過ぎると威厳がなくなってしまうのかなと、そういった印象です。

柴野弁護士

評議のときに裁判員が話していた表現みたいなものが判決文に入って



いるということですか。

7番

そうですね。評議の中での裁判員の、こうじゃないのかなみたいな話をくみ取った形の文章だったと思います。

小出弁護士

過去の裁判例でだいたい刑はこれくらいという、量刑相場と言いますが、そういったものを全然示されなかったという方はいますか。だいたい裁判所はそういったものを出してきましたか。

5番

データベースを見せていただきましたね。

小出弁護士

皆さんそうなんですね。

(裁判員経験者一同うなずく。)

司会者

裁判員として参加して、一番負担になったところはこういったところでしょうか。

1番

負担とは違うかもしれませんが、その間仕事が止まるというのが一番ですね。やっぱり気が気じゃないというがちよくちよく確認しますし。

司会者

3番の方どうですか。

3番

そうですね、私は困ったというか、一番始めに選任の際に来たときに決めていただいて、そこから裁判員になるという、その期間が短いというかすごく急な話だったので、スケジュール管理がそのときちょうど難しい時期だったので、もう少し空いていれば前もって上司にも言いやすいかなと

いうのはありましたが、裁判中は3日間しかなかったというのもあって特に負担はなかった。

4番

私の場合はありません、5日間でしたので。たまに会社の方へ行って出張したりしていますが、ちょうど空いていたものですから何もありませんでした。

小出弁護士

仕事のことばかりですが、判断に苦しんだとか本当にきつかったということはありませんか。

4番

きついということはありませんね。

司会者

精神的な負担という点ではどうですか。5番の方どうですか。

5番

そうですね。悩み事にもかかわらず誰にも相談できない、そこがやっぱり・・・、僕の場合、ちょっと話しながら考えをまとめる質なので、どうしようかなというのありました。

司会者

ご自身で考える時間は十分に確保できましたか。

5番

別に家に帰って拘束されるわけではないので、それは一日目から考えられました。短かったか長かったかと言われて、今もあの時と同じ判断はできると思いますので……。話が逸れますが、結構残念だったのが、最後の時にバッジとエコバックをもらうじゃないですか、あの時に初めて裁判員をやっているということを書いていいんだなって。僕の回の時の、周りの皆さん全員がその感覚で、どこが守秘義務なのか分かりづらかった。

司会者

守秘義務がどういうものなのかという説明は受けなかったのですか。

5 番

受けたのですが、裁判員やっていること自体が守秘義務に入るのかなという誤解が、周りの方は分からないですが、僕のときの、僕を含めた8人はみんな思っていました。

司会者

他の方はどうですか、守秘義務について説明を受けたかどうか、それで理解できたかどうか、その点はいかがですか。

6 番

守秘義務に関しては分かりました。終わった後に、裁判員を務めた経験みたいなことはむしろ言ってほしいといわれたのは意外でしたが、振り返れば当然だよなと思います。

7 番

守秘義務についての説明もありましたし、十分な理解はしていたかなと。ただどこまで言うか、会社の全員に言うのみたいな、親しい人とか上司とか一部の人に言って良いことは把握していましたが、どこまでの範囲かというの若干曖昧な感じはありました。自分から言うことでもないの言わなかったが、その辺は若干曖昧な感じはありました。

司会者

裁判員としての職務が終わった後に、守秘義務があるということで負担感のようなものはどうですか。

7 番

特に何も感じてはいないです。

司会者

8 番の方はどうですか。

8 番

説明もちゃんと受けたので、別に負担はなかったです。

司会者

守秘義務が必要なものだという風にお感じになっているかどうか、1 番の方はどうですか。

1 番

事件の内容によっては必要なこともありますよね。

司会者

3 番の方どうですか。守秘義務の説明を受けたかどうか、納得できるのか、必要かどうかという点ではどうお感じになりますか。

3 番

そうですね。守秘義務自体は必要だと、事件内容もいろいろあると思うので。全員に言う必要はないですが、働いている部署の上司や近い人にはなぜこの期間いなかったのかと言われれば答えるぐらいなことは言っていたので、別にこれが言えなくて苦しかったという感じは受けなかったです。

小出弁護士

終わってから守秘義務を課しているのは日本独特なんです。アメリカの場合は、自由に発言できるのです。それで改良していくことになるんです。

司会者

守秘義務について、特に負担感はありませんでしたか。4 番の方どうでしょう。

4 番

それはありませんね。

柴野弁護士

皆さんが扱われた事件の中で、マスコミの取材というか対応で困ったこ

とはありましたか。皆さんマスコミの会見をしているのですか。

司会者

いや、最近は全件ではないので、されている方とされていない方がいるので。マスコミの記者会見に応じたという方はいますか。

(1番のみが挙手)

柴野弁護士

いかがでしたか。

1番

その前に記者会見をするかしないかは選べるわけですから、抵抗は特になかったです。

柴野弁護士

会見すると守秘義務があるので、そんなに細かくは話せないじゃないですか。そういった負担はあったのではないですか。

1番

そういった守秘義務に触れるような質問はなかったと思います。もう分かってらっしゃるようで。

鶴田検察官

一番困ったことはという質問のところで、6番の方の意見を賜りたいです。

6番

困ったことを端的に言うと、仕事の時間を空けることと守秘義務で拘束される、喋ってはいけないんだという意識が強いのが今にして思えばストレスですね。ただ、都合良く時間の流れとともに細かい内容は忘れてしまうので、それに伴って守秘義務へのストレスというのはないですね。

司会者

でもやっぱり最初は守秘義務がストレスだったのですね。

6 番

喋ってはいけないとか普段ではありえないので。それだけは、言えない  
言えないと思っているのは辛いですね。

司会者

守秘義務が課されていること自体が納得いかないという面はあります  
か。

6 番

それはないですね。むしろあってしかるべきだと思います。

司会者

皆さんが裁判員として参加することによって裁判が良くなったと思う  
のかどうか、そのことがこれから裁判員を務める方へのメッセージにもな  
ると思いますので。1 番の方から。

1 番

私の場合は2週間で長い部類に入るほうだと思いつつも、短期間ですか  
ら、私が入って話をしたところで、正直な感想は何が変わったのかなとい  
うのはあります。何も変わっていないような気もしますし、居ても居なく  
てもそんな・・・っていうのが正直なところですよ。

3 番

比べるものを持ってないというか、何件もやったわけではないので、正  
直、それに関してはうまく答えられないです。ただ、皆さんがとは言いま  
せんが、淡々とこなしていただけている裁判というのもあったのか  
もしれません。あったときに、最後に判決を出すためにみんなで話し合っ  
たりすることによって、様々な人の意見を聞くというのも、裁判員が加わ  
って良くなっていく点かなと思います。裁判官の方々の、新しい知識とい  
うのではなく、新しい気持ちというか、そういうふうに関わっていくので  
はないかと思っています。

#### 4 番

私としては凄く良い経験をさせていただいたなと思っています。これから裁判員になれる方々にも色々事情があると思いますが、出来るだけ参加して、こういう会にどんどん参加していくことが、将来の日本、世の中が良くなっていくことと願います。

#### 5 番

判決自身については、正直自分が判断することではなくて、もし自分の事件が裁判員裁判でなかったらどうなったか分からないので、むしろそういうデータを出してほしい。裁判員裁判が始まってから同程度の事件で、判決が長くなった短くなった、無罪の率が多くなった有罪の率が多くなったとかそういうデータがないと話が出来ないと思います。

ただ一つだけ言えるのは、皆さんこうやって仕事が忙しくて休むのが大変だと言いながら、この場に少なくとも7人集まっている。そういう人が1人でも増えているというのは、成果として良い方向に行っているのではないかと思います。

#### 6 番

性犯罪と何かに関しては驚くほど刑期が長くなっている、変化が出てきているということは伺っています、自分が担当した裁判ではなくて。裁判員制度が始まってまだ僅かですよね、変化とか成果というのは今後出てくるものなので、良かったというか、変化の一石は投じられたのかとは思いますが。

#### 7 番

良くなったか悪くなったかは分かりませんが、自分が気になったのは、裁判長が言っていたのですが、保護観察が増えたというのが気になっていて、確かにいろんな人が集まって、平均的な意見ですのでまあそうなるのかなと思いつつ、極端な意見や結論にもなりませんし、保護観察が増えた

ことによって何かしら悪くなったり，どこかが圧迫したりしなければいいのかなという印象ではいます。

8 番

良いか悪いかは分からないのですが，良くなってくれたと思いながら，それを願うことくらいしかできないですね。

司会者

では，これで終了いたします。